

保育所徴収金（保育料）基準額表

各月初日の入所児童の属する階層区分			徴収金基準額（月額）		
階層区分	定 義		3歳未満 児の場合	3歳児	4歳以上 児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0	0
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前		町民税非課税世帯	7,000	5,000
第3階層	1	年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税均等割世帯	14,000	12,000
	2		町民税課税世帯	17,000	14,000
第4階層	1	第1階層を除き、前 年分の所得税課税世帯 であって、その所得 税の額の区分が次の 区分に該当する世帯	13,000 未満	19,000	17,000
	2		13,000 以上 22,000 未満	21,000	19,000
	3		22,000 以上 31,000 未満	23,000	21,000
	4		31,000 以上 40,000 未満	25,000	23,000
第5階層	1	の区分に該当する世帯	40,000 以上 56,000 未満	28,000	24,000
	2		56,000 以上 72,000 未満	30,000	27,000
	3		72,000 以上 88,000 未満	32,000	28,000
	4		88,000 以上 103,000 未満	34,000	29,000
第6階層			103,000 以上 413,000 未満	36,000	30,000
第7階層			413,000 以上 734,000 未満	38,000	31,000
第8階層			734,000 以上	40,000	33,000